

下関市教育委員会 4月定例会 資料

令和6年4月22日（月） 10:00～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表P 1

[議案]

第18号 下関市指定文化財の名称変更についてP 2

[臨時代理等]

○下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱についてP 5

○豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の
解嘱及び委嘱についてP 7

[報告事項]

○下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱についてP 10

○令和7年下関市成人の日記念事業の実施についてP 12

○国登録有形文化財（建造物）

めぐみ幼稚園第二園舎（旧宣教師住宅）の火災についてP 13

教育委員会定例会 日程表

令和6年4月22日（月） 10時00分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

第18号 下関市指定文化財の名称変更について

文化財保護課

日程 2

【臨時代理等報告】

下関市青少年補導センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

生涯学習課

豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

豊田教育支所

日程 3

【報告事項】

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について

生涯学習課

令和7年下関市成人の日記念事業の実施について

生涯学習課

国登録有形文化財（建造物）めぐみ幼稚園第二園舎（旧宣教師住宅）の火災について

文化財保護課

日程 4

【その他】

■次回開催予定 令和6年5月22日（水）

R6. 5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

R6. 6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

閉会

下関市教育委員会
議案 第 1 8 号

下関市指定文化財の名称変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 2 2 日

下関市教育委員会
教育長 磯 部 芳 規

下関市指定文化財の名称変更について

下関市指定文化財の名称について、下記のとおり変更する。

記

- | | | |
|---|-----|--------|
| 1 | 旧名称 | 大村家練塀 |
| 2 | 新名称 | 旧村井家練塀 |

提案理由

下関市指定文化財の名称を変更するため

調 書

- 1 名称変更の対象となる文化財（旧名称）
大村家練塀
- 2 所在の場所
下関市長府侍町二丁目 2795 番 2
- 3 指定年月日
昭和 57 年 4 月 15 日
- 4 高さその他大きさを示す事項
高さ 2.17m
長さ 折れ曲がり延長 41.37m
- 5 名称変更の事由
前所有者の死亡により、相続した親族によって当該文化財を含む土地の売買が行われ、所有者が変更したことによる。
- 6 新所有者の氏名・名称及び住所
(株)ベストゴルフクラブ（代表取締役 安野 巨樹）
下関市楠乃三丁目 8 番 14 号
- 7 新名称
旧村井家練塀
- 8 経過について
本市における練塀の文化財指定では、個人が所有する場合は、指定名称に現所有者の姓を充てており、法

人が所有する場合には、江戸時代の名称に「旧」または「跡」を付けることを原則としている。本件は、所有者変更に伴い新たに民間企業が所有することとなったため、江戸時代の絵図を基に名称を変更するもの。

なお、下関市立歴史博物館が所蔵する江戸時代初期から後期にかけての絵図が3種類あり、該当地はすべて「村井」某の屋敷地であったことが絵図から確認できる。これにより、「旧村井家練塀」を新たな名称とするものである。

9 その他参考となる事項

平成12年に、現状変更により練塀を4.4m解体し、また、補強のため敷地側にコンクリート造の控柱が取り付けられた。



大村家練塀写真

下 関 市 教 育 委 員 会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市青少年補導センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について下記のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月22日

下 関 市 教 育 委 員 会
教 育 長 磯 部 芳 規

記

1. 委員の解嘱及び委嘱

別紙名簿のとおり 解嘱4名 委嘱4名

2. 任期等

解嘱日及び委嘱期間

解 職 日 令和6年3月31日

委嘱期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 報告説明

委員の人事異動や各種団体の役員変更に伴い解嘱及び後任委員の委嘱をするもの

下関市青少年補導センター運営協議会委員解嘱・委嘱名簿

役職	団体名	解嘱	委嘱
委員	下関警察署	むらもと しゅんすけ 村元 俊介	たていし とものり 立石 知慶
委員	小串警察署	くどう しゅういちろう 工藤 秀一郎	わかまつ せいじ 若松 聖二
委員	山口県下関児童相談所	おおば なかこ 大場 貴子	わたなべ はるこ 渡辺 治子
委員	下関地区高等学校生徒指導連絡協議会	さとう けんじ 佐藤 憲司	やまもと やすゆき 山本 泰之

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年規則第7号）第4条第1項の規定により、豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱について、令和6年4月1日付で下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

記

1 委員の解嘱及び委嘱

解嘱

宮崎 浩

令和6年3月31日付

委嘱

上利 初代

令和6年4月1日付

2 任期

令和6年4月1日から令和7年7月31日

3 報告説明

令和6年4月1日付の人事異動に伴う豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱であり、教育委員会3月定例会に議案を提出することが困難であったため。

参考条文（抜粋）

○下関市立自然史博物館の設置等に関する条例

（平成 17 年 2 月 13 日教育委員会規則第 123 号）

（運営協議会の設置）

第 16 条 ミュージアムに豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会の委員の定数は、10 人以内とする。
- 3 運営協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○下関市立自然史博物館の設置等に関する条例施行規則

（平成 17 年 2 月 13 日教育委員会規則第 38 号）

（運営協議会）

第 17 条 条例第 16 条の規定による豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学職経験を有する者等のうちから委員会が任命する。

- 2 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、運営協議会の会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営協議会の会議）

第 18 条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（運営協議会の庶務）

第 19 条 運営協議会の庶務は、豊田教育支所において処理する。

豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員名簿

(任期:令和5年8月1日から令和7年7月31日まで)

区分	No.	氏 名	現職・公職等	備 考
学校教育関係者	1	しずま かよ 静 間 佳 代	下関市立西市小学校校長	
	2	あがり はつよ 上 利 初 代	下関市立豊田中学校校長	令和6年 4月1日付 委嘱
社会教育関係者	3	みずの かつこ 水 野 捷 子	下関市社会教育委員	
	4	やました けいこ 山 下 景 子	豊田地区子ども会連合会副会長	
	5	とみなが じゅんこ 富 永 順 子	豊田下放課後子ども教室コーディネーター	
学識経験者等	6	たなか ひろし 田 中 浩	元山口県立山口博物館学芸員 (専門:昆虫・動物)	
	7	まつだ まきこ 松 田 真 紀 子	自然観察指導員 (日本環境保護協会)	
	8	いとう しゅうじ 伊 藤 修 二	豊田地区まちづくり協議会顧問	
	9	ひのはら しんや 日 野 原 伸 也	豊田ホタル研究会会長	
	10	さかもと とみこ 坂 本 富 子	ホタルの里とよた友の会	

報 告 事 項

令和 6 年 4 月 2 2 日

生涯学習課

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について（報告）

下関市青少年補導委員設置規則（平成 1 7 年規則第 7 3 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、下関市青少年補導委員について、下記のとおり市長より解嘱及び委嘱されましたので報告いたします。

記

1. 委員の解嘱及び委嘱

別紙名簿のとおり 解嘱 2 4 名 委嘱 2 4 名

2. 任期等

解嘱日及び委嘱期間

解 嘱 日 令和 6 年 3 月 3 1 日

委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで

3. 報告説明

委員（教職員）の人事異動に伴い解嘱及び後任委員の委嘱をするもの

学校名		解嘱	委嘱
高校	下関西高等学校	きりはら けいすけ 桐原 桂祐	たけうち としゆき 竹内 利之
	下関南高等学校	なかしま よしき 中嶋 良樹	ひらた よしたけ 平田 佳壮
中学校	名陵中学校	はやし あつお 林 淳生	わたなべ てるみ 渡邊 照美
	長府中学校	かい ひろふみ 甲斐 博文	ふくどめ ゆうすけ 福留 侑亮
	川中中学校	みやつじ たく 宮辻 卓	いのうえ ともひこ 井上 朋彦
	安岡中学校	みなもと たかひろ 源 隆寛	ありい たかゆき 有井 隆行
	彦島中学校	みやもと ひとし 宮本 一志	ふじい おさむ 藤井 治
	木屋川中学校	ふじかわ ゆうた 藤川 裕太	はやし たいせい 林 大成
	うつい小中学校	はまの あいか 濱野 愛華	てらだ ようすけ 寺田 洋介
	山の田中学校	にしむら さとし 西村 諭	たむら りく 田村 陸
	垢田中学校	たかもと たつや 高本 竜也	にしじま たいご 西嶋 大悟
小学校	名陵小学校	ふくずみ まさや 福澄 真也	なかむら りゅうた 中村 龍太
	向山小学校	おかもと ひろひさ 岡本 紘尚	かわた たかふみ 河田 孝文
	本村小学校	とくなが こうじ 徳永 晃司	だん かずき 檀 一輝
	江浦小学校	た が や りょう 多賀谷 亮	しぶや ひろこ 澁谷 寛子
	角倉小学校	まつおか まこと 松岡 誠	にしむら はじめ 西村 肇
	向井小学校	まつもと こうへい 松本 康平	はやしだ なおき 林田 直樹
	小月小学校	まつかわ たかひろ 松川 貴博	よこぬま かずし 横沼 一志
	清末小学校	はやし たけひろ 林 健広	うらおか ゆうすけ 浦岡 裕輔
	王司小学校	いち き はやて 市木 颯	のりた しゅんや 乗田 駿也
	吉見小学校	やまね たかし 山根 卓	ないとう みちはる 内藤 通温
	王喜小学校	つるみ かつまさ 鶴見 克昌	まつおか まこと 松岡 誠
	山の田小学校	ひさゆき と わ 久行 永遠	にしがみ こうへい 西上 浩平
	川中西小学校	あおき たつや 青木 達也	たかはし なおき 高橋 尚生

令和 7 年下関市成人の日記念事業の実施について

- 1 式典名称 ^{はたち}二十歳を祝う会
- 2 概 要 20歳に達する青年男女の新しい門出を祝福するとともに、20歳としての自覚、進歩と協調の精神、責任のある行動を認識してもらうため、以下のとおり記念事業を実施するもの。
- 3 日 時 令和 7 年 1 月 1 2 日（日）午後予定
- 4 場 所 J : COMアリーナ下関（下関市総合体育館）
※合併 20 周年にあたることから、下関市民会館、菊川ふれあい会館、夢が丘スポーツセンターの 3 か所で分散開催されていた式典を 1 か所で開催するもの
- 5 対 象 者 平成 1 6 年 4 月 2 日から平成 1 7 年 4 月 1 日までに生まれた方
※参考 令和 5 年 1 1 月 1 日時点の該当者 2, 2 0 7 人
(本庁 1, 9 5 5 人、菊川・豊田 1 0 8 人、豊浦・豊北 1 4 4 人)

報 告 事 項
令和 6 年 4 月 22 日
文 化 財 保 護 課

国登録有形文化財（建造物）めぐみ幼稚園第二園舎
（旧宣教師住宅）の火災について

国登録有形文化財（建造物）めぐみ幼稚園第二園舎（旧宣教師住宅）について、下記のとおり文化財のき損が発生したので、報告いたします。

記

1 文化財の概要

文化財名称	めぐみ幼稚園第二園舎（旧宣教師住宅）
所在地	下関市上田中町二丁目 13 番 26 号
所有者	学校法人めぐみ学園
種 別	国登録有形文化財（建造物）
登録年月日	平成 19 年(2007 年)5 月 15 日
構造形式等	木造 2 階建、寄棟造、瓦葺、建築面積 154 m ²
建築年代	明治 38 年
特徴・評価	

ヴェランダコロニアル・スタイルの外国人宣教師住宅。初期居留地住宅や商館の特徴をもつ。長崎からの移築説もあり、建築年が明治初前期に遡る可能性がある。

2 火災の状況

(1)発生日時	令和 6 年 4 月 2 日 午前 10 時 23 分頃
(2)火災の原因	草焼き用灯油式バーナーに起因するもの
(3)被災状況	半焼

(4)人的被害 なし

3 火災後の対応について

火災の一報を本市消防局より受け、山口県（文化振興課文化財班）を通じて文化庁に報告。鎮火後、山口県担当者とともに現況確認を実施。今後の復旧について、文化庁及び山口県の助言を得ながら、所有者と協議を行っている。

また、文化財建造物所有者に注意喚起の文書及び文化庁作成の「文化財建造物の防火・防犯チェックリスト」を発出した。



写真1 めぐみ幼稚園第二園舎（被災後）



写真 2 めぐみ幼稚園第二園舎 東面外壁



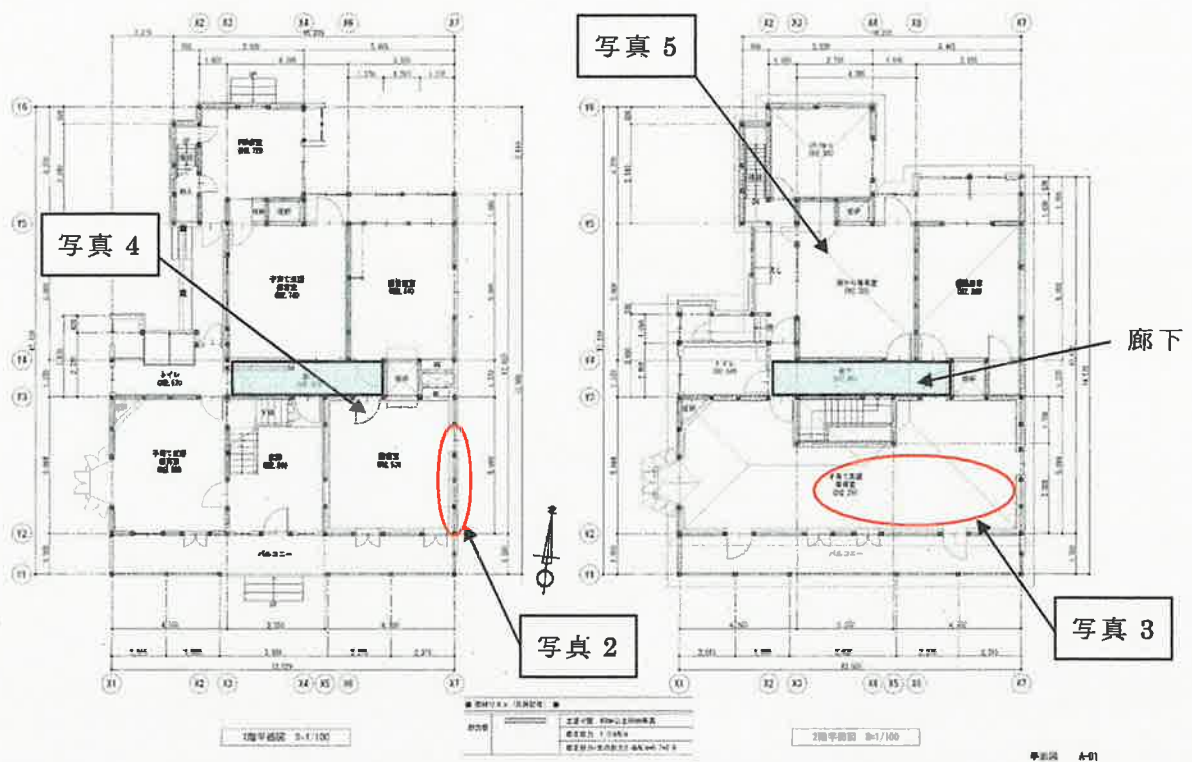
写真 3 同 屋根崩落の状況



写真 4 めぐみ幼稚園第二園舎 1階室内の状況（図書室）



写真 5 同 2階室内（預かり保育室）



めぐみ幼稚園第二園舎 1階・2階平面図

※廊下の南、東寄りの部分が焼損、廊下より北は主に消火活動による水損

下 教 文 第 4 0 2 号
令和6年(2024年)4月11日

文化財建造物所有者各位

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規
(公印省略)

文化財の防火について

去る令和6年4月2日に下関市内のめぐみ幼稚園において火災が発生し、国登録有形文化財（建造物）である同園第二園舎（旧宣教師住宅）が一部焼損したことは、既にご承知のことと存じます。

文化財は、火災等によりいったん滅失・き損すれば、再び回復することが不可能な、かけがえのない地域共有の財産です。これらの貴重な文化財を後世に継承するためには、日常の維持管理を含めて適切な管理が肝要です。

関係各位におかれましては、日ごろより文化財の防火対策等にご尽力いただいておりますが、格別の配慮をもって、引き続き火災を未然に防ぐ取組について推進くださるようお願いいたします。

また、「文化財建造物の防火・防犯チェックリスト」（文化庁作成）を配布いたしますので、別紙と併せて、日常管理等の再点検を実施くださるよう何卒よろしくお願い申し上げます。

下関市教育委員会教育部 文化財保護課
(担当：高月)
〒751-0866 下関市大字綾羅木字岡 454
TEL 083-254-4697 / FAX 083-254-3062
E-mail kibunkak@city.shimonseki.yamaguchi.jp

記

- 1 日ごろから、消防及び警察などの関係機関と連携を密にし、必要に応じて地域住民の協力を得るなど、防火・防犯体制の強化に努めること。
- 2 文化財建造物の周辺に可燃物類を置かないよう管理を徹底するとともに、火気管理を徹底すること。
- 3 建造物の特性や周辺状況、通常の管理体制に応じた防火・防犯設備の設置に努め、定期的に設備の点検を行うこと。
- 4 火災発生時の初期対応（通報、初期消火等）並びに延焼防止策などを確実に実施できるように、初期対応の体制を日ごろから確認するとともに、防火訓練を実施すること。

以上

文化財建造物の防火・防犯対策チェックリスト

このチェックリストは、建造物の防火・防犯対策に関して、所有者が自ら点検を行うことができるよう作成したものです。

文化財の防火・防犯対策は、それぞれの文化財の実情に応じて対策を建てるのが基本であり、ここで掲げている対策が講じられていれば十分というものではありません。

既に対策を講じている場合でも、一度、このチェックリストを用いて自己点検を行うようにしましょう！

また、定期的な自己点検にもご活用ください。

**防火対策は十分
ですか!?**



**防犯対策は十分
ですか!?**



チェック1 建造物の特性

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
1) 建造物固有の特性				
屋根材料が可燃性である	☐ はい	檜皮、こけら、茅など植物性材料	花火や近隣火災からの飛び火による火災	・可燃性の材料は、火の周りが早く、かつ一度着火すると鎮火するまでに時間を要します。そのため、予防策に重点をおいて防火対策をとみましょう。
	☐ いいえ	瓦、石板、銅板、鉄板など		・同上の対策を参考に対策をとみましょう。また、一部でも可燃性の屋根材料を使っている場合は、同上の対策を検討しておきましょう。
構造が木造（可燃材）である	☐ はい	木材など植物性材料	・隣地からの類焼、近隣火災からの飛び火による火災 ・内部からの出火	・木造の場合、火の回りが早いいため早期発見に重点をおくことを基本としましょう。特に、外壁が木造の場合は、放火対策を講じることが必要です。また、消防機関が到着するまでの初期消火又は延焼拡大防止対策が重要な対策です。
	☐ いいえ	土蔵、石造、煉瓦造、コンクリート造など	内部からの出火	・同上の対策を参考に対策をとみましょう。また、一部でも可燃性の材料を使っている場合は、同上の対策を検討しておきましょう。
2) 敷地について				
建物の周囲に十分な空地がなく、消火活動等が困難な場合	☐ はい	敷地一杯に建物が建ち並び、空地がない	・消火活動が困難 ・隣地からの類焼	・敷地に十分な空地がない場合は、消火活動が困難となります。不必要に障害物をおかないようにして、消火活動の際の障害とならないようにしましょう。 ・また、隣地家屋が近い場合は、延焼防止対策を講じ、予防策に重点をおくことを基本とします。
	☐ いいえ	公園内や野外博物館等にある		・同上の対策を参考に、適宜、対策の見直しを行いましょう。 ・なお、空地がある場合、警戒が充分に行き届かない所があるかもしれません。死角になる場所、時間がないように、警戒体制を見直しておきましょう。

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
3) 建造物がある立地について				
木造が密集した地域にある	☐ はい	伝統的建造物群保存地区など保存すべき地区の内部にある	・隣接からの類焼や飛び火による火災 ・消防活動や避難活動が困難となる可能性が大	・木造が密集している地域にある場合は、火災が発生すると面的な火災となり、危険性が高まります。失火しないように予防策とともに、延焼防止対策が重要です。特に重要伝統的建造物群保存地区などは、地域全体として消防力を高めることによって、火災へ対応していく必要があります。重要文化財（建造物）の防火対策を検討する場合は、周辺の道路幅員、公設の消火設備、水利の種類、配置等を考慮に入れましょう。
	☐ いいえ	木造の建物の密集地ではないが、周囲に建物が建て込んでいる	消防活動や避難活動が困難となる可能性大	・必要に応じて、火災対策に重点をおいて、防災対策を見直しておきましょう。
山間部や島嶼などに位置している	☐ はい	周囲に人家等がない	・災害の早期発見が困難 ・地域の消防力の協力を得ることが困難 ・落雷による火災	・山間部や島嶼などにある場合には、火災発生を知らせる受信器の信号を確実に受けられるようにして、早期発見に重点をおく事を基本として連絡体制を確実にしておきましょう。また、地域の協力を得られない場合を想定して、所有者等の管理体制に応じた防火対策とすることを基本とします。
	☐ いいえ			・同上の対策を参考に、適宜、対策の見直しを行いましょう。
4) その他(博物館等に収蔵されている)				
木造の覆屋等、他の建物の内部に収められている	☐ はい	・覆屋に収められている神社本殿や本堂等の内部に収められている厨子等	・火災被害の拡大	・覆家が木造の場合、重要文化財（建造物）と一体として防火対策をとることを基本とします。
	☐ いいえ			
博物館等（非木造建築物）、他の建物に収められている	☐ はい	博物館や収蔵庫に収められている場合		・博物館等、収めている建物と一体的な防災対策を検討することを基本とします。
	☐ いいえ			

チェック2 活用に関する特性

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
1) 活用する人の属性				
不特定の人、あるいは多数の人が利用する	☐ はい	・ 参拝者や観光客が多く訪れる施設 ・ 学校施設や公会堂等		・ 利用人数を把握し、きめ細やかな対策を検討する必要があります。また、不特定かつ多数の人が利用している状態で火災等の災害が発生したことを想定して、消防署の指導を得ながら避難計画を含めて防火対策を検討しておきましょう。
	☐ いいえ	・ 基本的に非公開で、特定の人のみが利用する。		・ 同上の対策を参考に、適宜、対策の見直しを行いましょう。
2) 火気の使用について				
宗教行事等で裸火を使用する	☐ はい			・ 火気使用時の監視体制を強化することを基本としましょう。
	☐ いいえ			

チェック3 管理体制

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
1) 通常の管理体制について				
管理者が不在（あるいは少人数）である	☐ はい	・ 常勤している職員等がない。 ・ 常勤しているが、高齢者のみである等災害時の初動体制が取れない可能性がある	火災等の災害の発見が遅れる。初動体制ができない。	・ 管理の実態に応じた防火、防犯対策とすることを基本とします。死角となる時間あるいは箇所がある場合は、その状態を適切に把握し、実際の管理体制（人数等）に応じた防火、防犯対策としましょう。
	☐ いいえ			・ 同上の対策を参考に、適宜、対策の見直しを行いましょう。
昼間や夜間など、管理体制が異なる	☐ はい	夜間には無人（あるいは少人数）になる。		・ 管理の実態に応じた防火、防犯対策とすることを基本とします。死角となる時間あるいは箇所がある場合は、その状態を適切に把握し、実際の管理体制（人数等）に応じた防火、防犯対策としましょう。
	☐ いいえ			・ 同上の対策を参考に、適宜、対策の見直しを行いましょう。

チェック4 防火設備

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
1) 防火設備の点検について				
定期的に点検を実施している	☐ はい			・定められている点検（法定点検）に加え、落雷後なども作動しているか確認しておきましょう。 ・消火栓設備については漏水などしていないか、管路を確認しておきましょう。特に設置してから30年以上経過している場合は、一度、詳細な検査をしておくことをお勧めします。
	☐ いいえ			・定期的に点検を行い、機能不全、機能停止等が発生した場合は、すぐに改修し、常時作動できるようにしておきましょう。止むを得ず防火設備を停止する場合には、事前に関係者や関係機関に通報し、十分に注意しましょう。

チェック5 建造物内部の収蔵物

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
重要文化財等の美術工芸品を収蔵している	☐ はい	・彫刻、襖絵などの絵画等を収めている。		・内部に収蔵している美術工芸品の特性を把握した上で、建造物と美術工芸品の双方の保護を基本として防災対策を検討しておきましょう。特に、火災等の災害時に容易に搬出できない場合は、美術工芸品の保護方法も検討しましょう。
	☐ いいえ			

**これからも「国民のたから」を大切に
守りましょう!!**

下関市教育委員会教育部文化財保護課

〒751-0866

下関市大字綾羅木454 下関市立考古博物館内

TEL 083-254-4697

文化財建造物の防火、防犯対策の具体的な対応策例

チェックリストに基づきチェックした課題に応じた防火、防犯の対策例について示したものです。

具体的な対策を行う際の参考にしてください。

1. 建造物の特性

1) 建造物固有の特性について

○ 屋根材料が可燃性の場合

【予防策】

- ・ 屋根を警戒するような感知器等を設置し、火災の早期発見に努めることが重要です。
- ・ 風の強い火などは、近隣での火気の使用には充分気をつけましょう。

【災害発生時の対策】

- ・ 屋根に火が燃え移った場合には、火災の拡大を防ぐために放水銃等の防火設備が有効です。特に大規模な建物では、棟にドレンチャーヘッドを取付け、建物全体を水幕で包み込む装置も効果的な防火設備です。
- ・ 近隣で火災が起こった場合に、飛び火による着火を防ぐため、直ちに放水することも効果的です。

○ 構造が木造（可燃材）の場合

【予防策】

- ・ 全ての重要文化財（建造物）には、自動火災報知設備の設置が義務づけられています。”いざ”というときに、設備が確実に作動するように、定期的に点検しておくとともに、警報を確実かつ速やかに伝達できるように連絡体制を見直しておきましょう。
- ・ 古い電気配線をそのまま使っていると、漏電による火災が発生する可能性もあります。設備を改修するとともに、必要に応じて漏電火災警報設備を設置しましょう。
- ・ 特に、外壁が木造の場合は類焼や放火にも配慮して、建物の周囲や縁廻り・床下には燃えやすいものを置かないようにするとともに、放火の可能性の高い縁廻りや床下を警戒するような自動火災報知設備を設置することが望まれます。

【災害発生時の対策】

- ・ 全ての重要文化財（建造物）には、消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）の設置が義務づけられています。“いざ”と言う時に使えるように、錆びや損傷などの異常がないか点検しておきましょう。
- ・ 日頃から訓練等を通じて正しい使い方を理解しておきましょう。設置する場所は、誰もがを見つけやすい場所におき、湿気の多いところや日の当たる所を避け、転倒しないようにしておきましょう。
- ・ 消火器を備えることは基本的なことです。失火した場合に確実に消火できるように消火栓設備が必要です。一人でも操作が可能な易操作性の消火栓設備は初期消火には効果的な設備です。
- ・ 大規模な木造建造物の場合は、消防隊が到着するまでの消火活動に使えるように、屋外または屋内消火栓設備を整備し、被害拡大防止策にも努めましょう。

2) 敷地について

- 建物の周囲に十分な空地がなく、消火活動等が困難な場合

【予防策】

- ・ 消防車両の停止位置から敷地までの間、障害物の有無を確認しましょう。もし置かれている場合は、地域の防災上も支障をきたすため、その所有者等の協力をえて、消火活動等の障害にならないように移動してもらいましょう。
- ・ 隣接家屋が近くにある場合は、防火壁の設置や火除地の設定などが効果的な対策です。
- ・ 建物の周囲や縁回り・床下等燃えやすいものを置かないようにしましょう。さらに、放火の可能性の高い縁廻りや床下、或いは死角となる場所を警戒するような自動火災報知設備を設置することが望まれます。

3) 建造物がある立地について

- 木造が密集地した地域にある場合

【予防策】

- ・ 自動火災報知設備が確実に作動するように、定期的に点検するとともに、火災発生を知らせる受信器の信号を確実に受けられるようにしておきましょう。音響設備などにより、早く周囲に知らせるような対策も効果的です。

- ・ 地域と連携して重要文化財（建造物）だけではなく、周辺市街地も含めて地域全体として巡視や監視体制を強化し、火災を発生させないようにしておくことが重要です。
- ・ 火災時に消防車等が確実に火災発生場所に近づけるように、消防用の進入道路を確保しておくことも重要です。通行の妨げにならないように、消防用の進入道路には違法駐車や障害物がないよう、自治会で申し合わせ、近隣住民の協力を得られるようにしておきましょう。
- ・ 建物が密集している場合には、延焼を防止するための防火壁や火除地などを関係機関との協力のもと整備する事も重要です。
- ・ 大規模な市街地火災を想定して、敷地に余裕があれば、関係機関との協力のもと耐震性を確保した専用の防火水槽を整備しておくことは重要です。

【災害発生時の対策】

- ・ 火災初期の段階では、所有者や近隣住民等で初期消火ができるように消火用具を備えるとともに、一人でも操作可能な易操作性の消火栓設備を備えておくことが効果的です。
- ・ 周囲の類焼による被害を防ぐため、放水銃やドレンチャー設備の整備や、敷地に余裕があれば空地等を確保しておくことも効果的な防災対策です。
- ・ 大規模な市街地火災時には消防力が低下する可能性があります。敷地に余裕があれば、関係機関との協力のもと耐震性を確保した専用の防火水槽を整備し、小型の動力消防ポンプ設備を備えておくことは効果的な対策です。

○ 山間部や島嶼などに位置している場合

【予防策】

- ・ 管理の実態（昼夜で管理体制が異なる場合など）に応じて、通報体制、初期消火体制を確認しておきましょう。また、消火活動にかかるまで時間を要することが想定される場合は、モニターを設置し、遠隔で操作できるようにしておくことも効果的です。
- ・ 放火や類焼を防ぐために、建物の周囲に可燃物を放置しないことは重要です。
- ・ 巡視や監視などを確実に履行し、必要に応じて防犯設備等を設置するなどして、死角となる部分を少なくしておきましょう。
- ・ 落雷の被害を受けた或いは、周辺で落雷被害が多いとされる地域にあっては、避雷設備を設置することが被害を少なくする有効な方法です。

【災害発生時の対策】

- ・ 初期消火体制が十分ではない場合は、設備を自動化するなどの対策を検討しておくことも効果的です。
- ・ 公設の消防隊の到着が遅れる場合を想定して、実況に応じて専用の防火水槽を整備しておくと共に、動力消防ポンプを整備しておくことも効果的です。
- ・ 定期的に訓練を実施し、“いざ”というときに使えるように操作にも慣れておきましょう。またこうした訓練は、設備の作動状況のチェックにもなるので、重要な取組です。

4) その他（博物館等に収蔵されている）

○ 木造の覆屋等、他の建物の内部に収められている場合

【予防策】

- ・ 内部から火災が発生した場合は、被害の拡大が予想されます。重要文化財（建造物）の火災の発見が遅れることがないように、確実に早期発見できるように自動火災報知設備を整備しておきましょう。

【災害発生時の対策】

- ・ 出火場所が特定できるように、警戒区域を定めておくことが重要です。
- ・ 内部からの出火に備えて、覆屋にスプリンクラー設備を設置することも効果的な設備の一つです。

○ 博物館等（非木造建築物）、他の建物に収められている場合

【予防策】

- ・ 博物館や収蔵庫の防災対策を確認しておきましょう。

2 . 活用の特性

1) 活用する人の属性について

○ 不特定の人或いは多数の人が利用する場合

【予防策】

- ・ 実際の利用者の属性や人数に応じた避難計画を策定しておくことが重要です。

2) 火気の使用について

○ 宗教行事等で裸火を使用する場合

【予防策】

- ・ 火気を使用した後は、後始末を完全に行いましょう。大がかりに火気

を使用する場合は、予め消防署、警察署の指導・協力を得ながら防火対策を策定し、必要に応じて、消防、警察関係に警備を依頼しましょう。

- ・ 火気を使用する部屋では、誤作動がおきないように定温式の自動火災報知設備を設置しましょう（自動火災報知設備の電源を切ることないようにしましょう。）。

【災害発生時の対策】

- ・ 近くに備えている消火器具等を用い、初期消火に努めましょう。

3. 管理の体制

1) 通常管理体制について

○ 管理者が不在（或いは少人数）である場合

【予防策】

- ・ 管理の実態を見直し、死角となる時間等をあきらかにして、その間、防犯設備等で補完するなどして対策を強化しておきましょう。
- ・ 火災時の初動体制をとることが困難な場合は、設備等を自動化して、補完することも手段の一つです。
- ・ 周辺地域と協力して、地域の消防力を高め、災害を発生させないように努めていきましょう。

【災害発生時の対策】

- ・ 災害発生時に、直近にいる人々を中心とした初動体制をとるように防災対策を検討しておくことが重要です。特に火災時には、地域住民の共助体制のなかで活用できるような屋外消火栓設備が効果的な防火設備です。

○ 昼間や夜間など、管理体制が異なる場合

【予防策】

- ・ 管理の実態を見直し、死角となる時間等を明らかとして、防犯設備等で補完するなど、適宜、対策を強化していきましょう。
- ・ 火災時の初動体制をとることが困難な場合は、設備等を自動化して、補完することも手段の一つです。
- ・ 同時に周辺地区全体として、地域の防災力を高め、災害を発生させないように努めていきましょう。
- ・ 防災訓練は、近隣住民の協力も得ながら、様々な状況を想定して（無人の時の災害、地震時による火災、放火等々）定期的に行いましょう。

4. 防火設備の管理

1) 防火設備の点検について

- 定期的に行われる点検を実施している場合
 - ・ 定められている点検（法定点検）に加え、落雷後なども作動しているか確認しておきましょう。
 - ・ 消火栓設備については漏水などしていないか、管路を確認しておきましょう。特に設置してから30年以上経過している場合は、一度、詳細な検査しておくことをお勧めします。

5. 建造物内部の収蔵物

- 重要文化財等の美術工芸品を収蔵している場合
 - ・ 収められている美術工芸品の特性（搬出し易さ、脆弱性、規模等々）に配慮して防災対策を講じておきましょう。特に、内部にスプリンクラー等を設置する場合は、美術工芸品への影響を配慮し、慎重に検討しましょう。なお、美術工芸品の防火、防犯対策については、別途、美術工芸品のチェックリストをご参照ください。